

資料編

資料1

策定の経過

年月日	実施項目	実施内容等
平成23年11月 7日	第1回宇都宮市上下水道事業懇話会※	<ul style="list-style-type: none">・ 基本計画の改定に向けたスケジュール等について
平成24年 3月15日	第2回宇都宮市上下水道事業懇話会	<ul style="list-style-type: none">・ 基本計画中間総括評価について・ 平成24年度マーケティング調査※の実施について
平成24年 5月24日	上下水道局経営会議	<ul style="list-style-type: none">・ 基本計画改定に係る策定体制・スケジュールについて
平成24年 7月 6日 ～ 7月21日	平成24年度マーケティング調査実施	<ul style="list-style-type: none">・ 上下水道の利用者2,500名を対象としたアンケート調査の実施
平成24年 8月24日	上下水道局経営会議	<ul style="list-style-type: none">・ マーケティング調査結果の概要について・ 改定計画の骨子について
平成24年 9月 4日	第3回宇都宮市上下水道事業懇話会	
平成25年 1月24日	上下水道局経営会議	<ul style="list-style-type: none">・ 改定計画の素案について
平成25年 2月 7日	第4回宇都宮市上下水道事業懇話会	
平成25年 2月14日 ～ 3月 8日	パブリックコメント実施	<ul style="list-style-type: none">・ 改定計画素案の公表、市民意見の募集
平成25年 3月18日	上下水道局経営会議	<ul style="list-style-type: none">・ パブリックコメントの実施結果について・ 計画の策定
平成25年 3月22日	第5回宇都宮市上下水道事業懇話会	
平成25年 3月28日	府議報告 計画の公表	<ul style="list-style-type: none">・ 決定した計画の内容について

(1) 庁内検討組織

担当者会議を設置し、検討結果を上下水道局の連絡調整会議、経営会議で協議する。

(2) 庁外検討組織

宇都宮市上下水道事業懇話会※（以下「懇話会」という。）を引き続き活用する。

※ 懇話会は、経営及び事業計画などについて、広く意見を聞くものであり、学識経験者、各種団体の代表者、公募による上下水道利用者で構成される。

(3) 市民の意見の反映

- ・ 懇話会における公募委員の参画（委員10名のうち公募委員2名）
- ・ マーケティング調査※の実施
(上下水道利用者2,500名を対象にアンケート調査を実施)
- ・ パブリックコメントの実施

【ア行】

- ◆ 赤水〔あかみず〕 <p.28>
水道管に鉄が用いられている場合に、サビが水道水を茶色に濁らせる現象のこと。
- ◆ (水道事業) アセットマネジメント <p.61>
中長期的な視点に立ち、保有する施設をライフサイクル全体にわたり効果的・効率的に管理運営し、持続可能な水道事業を実現するための活動のこと。厚生労働省が推奨する取組は、施設などの適正な維持管理や点検・調査の実施と健全度評価、更新需要の検討・算定、それに基づく財政の見通しの作成といった作業で構成されている。
- ◆ 溢水〔いっすい〕 <p.37>
雨水や地下水などの、不明水の流入などによって、管渠の計画量を超えた下水が、公共ますやマンホールからあふれてしまうこと。
- ◆ (宇都宮市) 一般廃棄物処理基本計画 <p.37>
「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく、一般廃棄物処理における市のマスタープランであり、ごみの減量化、資源化とあわせ、生活排水の適正処理についても規定している。おおむね5年ごとに改定しており、現行計画は平成23年度に策定された。
[計画期間：平成23年度～平成37年度]
- ◆ インバータ <p.47>
直流電力から交流電力へ変換する装置のことであり、周波数を制御することで省エネルギー効果をもたらす。
- ◆ 雨水幹線 <p.6, 11, 12(表2), 34>
⇒ 公共下水道雨水幹線を参照のこと
- ◆ 雨水貯留・浸透施設(雨水貯留施設等) <p.11, 35>
雨水を一時的に貯めたり、地下に浸透させたりすることで、下水道や河川などへの雨水流出量を軽減するための施設のこと。雨水貯留タンクや浸透ますが代表的なものである。
- ◆ おいしい水の要件 <p.18>
旧厚生省の「おいしい水研究会」が昭和62年にまとめた、水のおいしさを表す目安であり、適度のミネラル分や遊離炭酸を含む、有機物などが少ない、いやな臭いがない、水温は10～20°C程度など、7項目の要件を満たした水がおいしいとされている。
- ◆ 応急給水 <p.40, 41, 42>
災害などにより水道水の供給に支障が出た場合に、緊急的に行う給水活動のこと。
- ◆ 応急給水拠点 <p.12, 42>
震災などにより広範囲の断水が生じた場合、被災地への給水車や容器による水の輸送提供の拠点となる施設のこと。本市では、中央(戸祭配水場)、東部(板戸配水場)、西部(下荒針配水場)、南部(瑞穂野応急給水所)、北部(白沢浄水場)の5か所の拠点が整備されている。

- ◆ 汚水ます <p.38>
宅地からの汚水を公共下水道に取り入れる、公道と民有地との境界付近に設けられた公共ますのこと。
- ◆ (水質) 汚濁負荷〔おだくふか〕 <p.32>
水の汚濁の原因となる物質や項目のこと。
- ◆ 汚泥消化ガス <p.13, 48>
下水処理で生じる汚泥の量を減らすため、汚泥消化タンクで発酵処理を行うが、その過程で生じるガスのこと。成分の約6割が可燃性ガスのメタンであることから、燃料として利用が可能である。

【力行】

- ◆ 会計基準(の)見直し <p.14, 60, 62>
地方公営企業法等の改正に伴い、平成26年度の予算・決算から適用となる会計基準の見直しのこと。主なものに借入資本金をこれまでの資本から負債に計上することや、退職給付引当金の計上の義務づけなどの変更点が挙げられる。
- ◆ 外部精度管理 <p.19>
厚生労働省が、全国の水道水質検査機関を対象に行う、検査精度の高さを確認するための調査のこと。
- ◆ 合併処理浄化槽 <p.33>
公共下水道以外に、各家庭などの便所と接続したし尿及び雑排水（雨水、工場排水などを除く）を個別に処理する設備または施設のこと。
- ◆ 管渠〔かんきょ〕 <p.6, 11, 12(表2), 30, 33, 36, 37, 38, 39, 44ほか>
家庭や工場などから集めた下水を水再生センターまで運ぶ下水管のこと。
- ◆ 環境マネジメントシステム <p.46, 47>
企業や自治体などの組織が、その運営や経営のなかで自主的に環境保全に関する取組を進めるにあたり、環境に関する方針や目標を自ら設定し、これらの達成に向けて取り組んでいくこと。本市においても、ISO14001に基づく「宇都宮市環境マネジメントシステム」を構築しており、平成21年2月に基本的事項を定めた「環境方針」を策定している。
- ◆ 監視魚自動監視装置 <p.22>
毒物などによる水質異常を発見するため、原水などを導いた水槽内の監視魚を連続で自動監視する装置のこと。
- ◆ 基幹管路 <p.43, 44>
導水管・送水管・配水管（給水分岐がない管）の総称のこと。
- ◆ 危機管理に係る水道施設整備計画 <p.44, 45>
「危機管理（施設整備）に係る水道施設整備方針」に基づき、施設の特性に応じて、効率的・効果的に水道施設の整備を進めるため、平成24年度に策定した計画。防護設備、監視警戒設備、水質監視設備の3分野について、整備の年次計画を示している。
[計画期間：平成25年度～平成29年度]
- ◆ 危機管理（施設警備）に係る水道施設整備方針 <p.12>
安全安心な給水の確保のため、水質事故やテロ等の非常事態の発生防止に必要となる、水道

施設の整備の基本的な考え方をまとめたもの。平成22年度に策定した。

- ◆ 企業債 <p.14, 15 (表6), 56, 58, 60>
地方債の1つで、地方公共団体が地方公営企業の建設改良などに要する資金を調達するため
に発行するもの。現在の上下水道事業においては、財務省や地方公共団体金融機構から借り
入れているものが多い。
- ◆ 技術継承 <p.58, 59>
経験豊富な職員の知識や技術を後進者に伝達・育成していく取組のこと。
- ◆ 給水区域 <p.4, 5 (図3), 22>
水道事業者が厚生労働大臣の認可を受け、一般の需要に応じて給水を行うこととした区域の
こと。
- ◆ 給水人口 <p.3>
給水区域内に居住し、水道により給水を受けている人口のこと。給水区域外からの通勤者や
観光客は給水人口には含めない。
- ◆ 給水要望 <p.24>
未給水区域や出水不良区域において、水道利用（希望）者から提出される整備要望のこと。
- ◆ 行政評価 <p.57>
行政が実施する政策・施策・事業について、「どのような成果があったか」、「当初設定した
目標が着実に達成できているか」などの視点から、客観的・多角的に評価・検証を行うもの。
本市では平成13年度からこの制度を導入し、その結果を踏まえて、事業のあり方や方向性
などを精査することにより、行政活動の質と市民サービスの向上を目指している。
- ◆ 経営理念 <p.1, 16>
上下水道局において、「どうあるべきか」という企業存在意義を示す「組織の使命」（ミッショ
ン）と、それを踏まえ、「何をなすべきか」という中長期的将来像を示す「将来像」（ビジ
ョン）を明らかにしたもの。平成18年3月に策定した。
- ◆ 経常収益 <p.57>
料金収入などの本来の営業活動から生じる営業収益と、預金利息などの本来の営業活動以外
の活動によって得られる営業外収益を合計したもの。
- ◆ 経常収支比率 <p.57>
経常費用の経常収益に対する割合で、料金収入などの収益で維持管理費などの費用をどれく
らいまかなっているかの収益性を表す数値である。この数値が100%以上の企業は黒字で
あり、100%未満の企業は赤字となる。
[経常収益／経常費用×100]
- ◆ 経常費用 <p.57>
職員給与費や材料費などの維持管理費及び減価償却費などの本来の営業活動から発生する
営業費用と、企業債利息などの本来の営業活動以外の活動によって発生する営業外費用を合
計したもの。
- ◆ 下水汚泥 <p.8, 13, 48>
水再生センターでの下水処理で、浮遊物質を沈殿させることなどで生じる泥状の物質のこと。

- ◆ 下水道施設情報管理システム <p.11, 37>
下水道台帳の情報を電子データ化し、図面管理の一元化、情報の共有化及び業務の効率化を図るためのシステムのこと。本市では、平成22年度より運用を開始している。
- ◆ (宇都宮市) 下水道長寿命化計画 <p.11, 36, 38, 39, 61>
これまでに整備した下水道施設の機能を維持するため、長寿命化の観点から、改築・更新事業を効率的・効果的に実施するために定めた計画。平成20年度及び平成24年度に策定した。
[平成24年度策定計画の計画期間：平成25年度～平成29年度]
- ◆ 下水道ビジョン2100 <p.1, 2>
国土交通省において、これまでの下水道機能に加え、持続可能な循環型社会を構築するため、「健全な水循環及び資源循環」を創出する新たな下水道を目指して、平成17年に策定された指針のこと。
- ◆ 減圧所 <p.48>
配水区域内の高低差などに起因する、配水区域の圧力増加を軽減するために、減圧するための弁などを設置した施設のこと。
- ◆ 広域化（水道） <p.61>
水道事業における運営基盤強化を図る重要な施策の1つとして、地域の実情に応じて管理の一体化や事業統合・共同経営などを図ること。
- ◆ 公共下水道 <p.3, 6, 11, 30, 33ほか>
主として、市街地における下水を排除、処理するための下水道のこと。
- ◆ 公共下水道雨水幹線 <p.34>
雨水のみを排除する管渠のうち、主要な管渠のこと。
- ◆ (宇都宮市) 公共下水道雨水整備計画 <p.34>
市街地における浸水被害の解消を図るために、雨水幹線などの整備を推進するために定めた計画。
[計画期間：平成13年度～平成25年度]
- ◆ 公共下水道事業計画区域 <p.7(図4), 29, 30>
公共下水道を設置しようとする際、あらかじめ事業計画をつくり、都道府県知事へ協議することが必要であり、これを公共下水道事業計画というが、この事業計画において定めた公共下水道を設置する区域のこと。地方分権の推進により、公共下水道の設置は認可から協議へと変更されたが、認可が必要であった時期には認可区域と称していたもの。
- ◆ (宇都宮市) 公共下水道全体計画 <p.2(図1)>
将来的に公共下水道を整備する区域を対象として、計画人口や計画汚水量などを基に、管渠、ポンプ場、処理場などの各施設計画や目標年次などを定めた全体的な計画のこと。
[現行計画期間：平成20年度～平成37年度]
- ◆ (宇都宮市) 公共下水道老朽管渠修繕計画 <p.11, 36, 37>
これまでに整備してきた下水管渠の機能を維持するため、既存管渠の持つ寿命を保全する観点から、修繕事業を効率的かつ効果的に実施するために定めた計画。平成22年度に策定した。
[計画期間：平成23年度～平成29年度]

- ◆ 工業団地排水処理（施設） <p.33>
工業団地内の工場における汚水を最終的に処理する専用施設（排水管渠などを含む）のこと。
本市においては、2つの工業団地に施設が設置されている。
 - ◆ 口座振替割引制度 <p.51>
本市において、水道料金の支払いに口座振替をご利用のお客様に対し、1か月25円（税込）を割り引く制度のこと。なお、再振替や未納のあるお客様には適用とならない。
 - ◆ 公的資金補償金免除繰上償還制度 <p.14, 58>
通常、公的資金（旧資金運用部資金、旧簡易生命保険資金などの政府系資金）からの借入を繰上償還する場合、残存償還期間の利子相当額を補償金として支払わなければならないが、徹底した行政財改革を行う地方公共団体を対象に、補償金の支払を免除して繰上償還が認められる制度のこと。
 - ◆ 高度浄水処理 <p.20, 52, 53>
通常の浄水処理では十分に対応できない臭気物質やトリハロメタンなどを除去するために、通常の浄水処理のほかに追加して導入する処理工程のこと。代表的な高度浄水処理の方法としては、オゾン処理法、活性炭処理法及び生物処理法がある。
 - ◆ 高度処理（下水） <p.32>
下水処理において、通常の有機物（BOD, SSなど）除去を、主として二次処理で得られる処理水質以上の水質を得る目的で行う処理のこと。
 - ◆ 合流式下水道 <p.11, 12（表2）, 29, 31, 33>
污水と雨水を同じ管渠で排除、処理する下水道のこと、本市においては中心市街地に多く用いられている方式である。
 - ◆ （宇都宮市）合流式下水道緊急改善計画 <p.2（図1）, 29, 31>
大雨時における合流式下水道からの未処理放流水は、河川の水質悪化や下流域における公衆衛生面に影響があることから、公共用水域の水質保全及び良好な水辺環境を確保するため、放流水質の改善対策などを定めた計画。
[計画期間：平成17年度～平成25年度]
 - ◆ 個別需給給水契約制度 <p.13, 51>
本市において、1か月3,000m³以上を使用する大口利用者を対象に、通常の従量料金の単価について、渴水時等において、設定した基準水量を超過した場合には、通常より高額とする一方、給水能力の範囲内で、対象者の最大使用水量をもとに個別に設定した基準水量を超えて使用した場合には、通常より低額の単価を適用する制度のこと。大口需要者特約制度ともいう。
- 【サ行】**
- ◆ 災害協定 <p.41>
水道事業の災害時の応援について、日本水道協会栃木県支部として県内各水道事業体と、同協会関東地方支部として関東地方の各水道事業体との間で協定を締結するとともに、川口市、水戸市及び前橋市と本市の間で覚書を締結している。
 - ◆ 再生可能エネルギー <p.8, 46, 47, 48>
一度利用しても比較的短期間に再生が可能であり、資源が枯渇しないエネルギーのこと。太陽光や太陽熱、水力、風力、バイオマス、地熱などのエネルギーがある。

- ◆ 3階直結直圧給水 <p.21, 53>
受水槽や高置水槽などの水槽に水道水を貯めずに、配水管の水圧を利用して3階建て建築物に直接給水すること。
- ◆ 残留塩素 <p.18, 20, 53>
塩素処理の結果、水中に残留する消毒効果のある塩素のこと。水道法施行規則第17条3号では、「給水栓（蛇口）における水が、遊離残留塩素を0.1mg/L（結合残留塩素の場合は0.4mg/L）以上保持するように塩素消毒すること」と定められている。
- ◆ 次亜塩素殺菌 <p.10>
水道水の製造において、次亜塩素酸ナトリウムを注入し、細菌類などを殺菌すること。
- ◆ 事業継続計画（BCP） <p.41>
[Business Continuity Plan] 災害や事故など予期せぬ緊急事態発生時においても、最低限の事業の継続と早期復旧を行えるように、あらかじめ定める行動計画のこと。
- ◆ 自己適合宣言 <p.47>
企業・自治体などの組織が、環境マネジメントシステムを構築し、ISO規格の要求事項を満たしていることについて、第三者（外部機関）による検証を受け証明を受けたうえで、自ら宣言し公表すること。
- ◆ 市町合併 <p.3, 4, 6, 14, 26>
平成19年3月に、本市が旧上河内町及び旧河内町を編入した合併のこと。
- ◆ 指定工事店 <p.59>
上下水道（給水装置及び排水設備）の新設・増設・改造・修繕などの工事について、一定の基準を満たし、適正な施工ができると認められるものとして、市が指定している工事店のこと。
- ◆ 市民皆水道〔しみんかいすいどう〕 <p.22, 24>
市民の誰もが水道を利用できる状況のこと。
- ◆ 重点（8）排水区 <p.12（表2）, 34>
「公共下水道雨水整備計画」において、浸水被害の状況や被害要因を踏まえて、特に緊急な整備を要するものとして定めた地区のこと。平成24年度末現在、8排水区が該当する。
- ◆ 収納率 <p.14, 56, 57>
水道料金や下水道使用料などについて、確定した納付されるべき額（調定額）のうち、実際に納付された額の割合のこと。納付されなかった額は未収金となる。
[収納額／料金調定額×100]
- ◆ 小規模貯水槽水道 <p.20, 21, 53, 54>
容量10m³以下の受水槽を経由する水道のこと。通常、受水槽から先の施設管理及び水質管理は設置者等の責任で行う。
- ◆ （宇都宮市）上下水道局危機管理計画 <p.12, 41>
自然災害その他の危機による被害の発生を防止または軽減するため、上下水道局における危機管理体制、初動体制、応急対策などをまとめたもの。東日本大震災の発生などを受けて、平成24年度に改定した。